

令和 2 年 度

○鹿 嶋 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

専決第13号

令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

上記については、鹿嶋市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年10月19日

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	支庁舎管理経費	75,009